

製材業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	14～ 15	回転していたローラーを右手で掴んだときに回転が止まり、被災者はローラーを掴んだままガタを説明しようとしたがローラーが回転し、架台、コンベアベルト、ローラーの間に右手を挟まれて被災した。	43	50 ～ 99
1	22～ 23	当社工場内において、原木皮剥ぎ機での作業中、ステップ部で丸太が落下しそうになるトラブルが発生したため、手で丸太を直そうとしたところ、丸太とライン上にあるガイドに右手小指を挟み負傷した。	30	100 ～ 299
1	9～ 10	木製品をトラックより荷降ろし中、リフトが抱えて方向転換をした際、リフトがバランスを崩し、前方へ倒れようとしたため、一旦そのまま地面へ下げ、地面との間にリン木を差し込もうとしていた。前方に差し込もうとリフトの爪先を上げてリン木を差し込んだ時、リフトが前方へバランスを崩し、製品とリン木との間に左手人差し指が挟まり負傷した。	59	30 ～ 49
2	10～11	軽便送材車で、杉丸太3m32cmを製材中、丸挽にして小割までを作業していて最後の1枚を裏返した時、ヘッドブロックの台座の角と木材に親指第一関節から先を挟まれた。	69	—
2	14～15	加工棟プレーナーラインの含水率欠点材搬送ラインにて、欠点材排出作業中、搬送ラインのスプロケットに作業者の左腕部が引っ掛かり、駆動中のシャフトに人体が接近できる状態にあった為、逃れようとした際に左手人差し指の第一関節より先が巻き込まれ、引き抜いた際に切断した。	42	10 ～ 29
2	14～15	加工棟プレーナーラインの含水率欠点材搬送ラインにて、搬送ラインのシャフトに巻きこまれた社員を救出しようとして、搬送ラインのシャフトに（目撃者不在の	58	10 ～

		為、未確認）、右上腕部から先を巻き込まれ切断した。		29
3	13~14	本社工場加工場で、手押しカンナ盤を使用し1m40cm位の材木を加工している際、途中で引っ掛かったので手前に引っ張ったところ、木材が跳ねてその拍子に手袋が刃に巻き込まれ、慌てて手を引いたが左手小指先を怪我してしまった。	24	10 ～ 29
3	15~16	木材加工工場において、被災者は長さ4m・末口12cmの厚木を丸棒削機で製材加工を行っていた際、機械を通った製品（4m直径10cm）がローラコンベアで停滞していたので、荷台に製品を移動させようとしていた時、次に機械を通ってきた製品との間に挟まれ、右手小指を負傷した。	57	1～ 9
3	11~12	事業所作業内において、チップの搬入口に大きい端材が引っ掛かっていたので機械のスイッチを切った後、止まったことを確認し、引っ掛かっている端材を取ろうとした際に端材と鉄板の角に指を挟み、右手第2指を負傷した。	64	10 ～ 29
3	10~11	本社工場内で原木皮剥ぎ工程中、剥ぎ取った皮を搬送するベルトコンベアに皮が引っ掛かった為、それを取り除こうとしていたとき、左腕をコンベアに引き込まれ、左肘前後15cmの範囲と左肩を負傷する。	66	10 ～ 29
3	9~10	木材を製材する為、製材機（木棺）を向こう側に立たせ、製材品を受け取る作業をさせていたところ、ローラーと製品の角で指をはさまれ負傷した。	29	1～ 9
4	11～ 12	本社工場にてカラ松の製材作業中、角挽きツインソー（1号機）の作業者が、送台車のレールにヤニが付いて動きが鈍くなったので油をさしていた時、テーブルツインソー（2号機）の作業者が製品置場に材が溜まっていたので材を戻したところ、油をさしていた作業者の右ふくらはぎ部分が戻した材と製材品送りのアングルに挟まれ負傷した。尚、1号機の作業者と2号機の作業者の間に機械があり死角になっており、お互いの姿が見えない状況になっていた。 ※製材の流れ：角挽きツインソー（1号機）→テーブルツインソー（2号機）	35	1～ 9
5	13～ 14	木工場でライブローダーのオペレーターをしていた時、木材がライブローダーに詰まったのでそれを取ろうとした時、ライブローダーの手前にライブローダーを動かすチェーンがあり、チェーンを止めてから詰まった物を取らないと危険であるが、止めないで詰まった木材を取っていたところTシャツがチェーンにからみ、チェーンに体が巻き込まれた。	23	1～ 9

5	9～ 10	工場内にて製材作業中、挽き終った製品を送材車に載せる時に誤って送材車のテーブルの角と製品の間に指が挟まった。	27	1～ 9
5	13～ 14	会社構内にある、おが粉製造機械の上部シュートに木片が詰まり、手を差し伸べ取り除こうとした際に、誤操作により、材押さえ部分に左上腕を挟まれた。	58	10 ～ 29
5	16～ 17	被災労働者が木材を左右に移動する機械下の床を清掃中と知らず、他労働者が別場所から左移動のスイッチを押したため、機械補強部分と木材の間に右肘を挟み負傷する。本来なら一斉に清掃時間に入るが、被災労働者の都合により1人だけ早い時間から清掃作業に入る報告をしていなかったことや、確認不足が原因と考えられる。	27	10 ～ 29
6	16～ 17	当社工場内ギャングプレーナー（製材加工機）を清掃中、チェーンに挟まった搬送された木片を取り外す時、右手中指と薬指を負傷した。	53	10 ～ 29
6	11～ 12	チップ加工場でチップの刃物を交換して、調節のためついている羽を動かした時、カバーと羽の部分に右手を置いていたので、親指を挟まれ負傷した。	60	50 ～ 99
7	14～15	工場内で耳たちの機械で前取りをしてたところ、機械の搬送に挟まれて右手小指を負傷した。	53	30 ～ 49
7	16～17	パネル加工釘打ちラインで製品の検査をしている時に釘打ち加工後の小さい製品が製品排出口ローラーに出てこなかったので電源を入れたまま釘打ちラインと製品排出口ローラーの間に右足を入れ製品を取ろうと手を伸ばした時に釘打ちラインが戻ってきて、釘打ちラインに付いている釘打ちユニットの原点部がセンサーと背品排出口ローラーに付いている原点スイッチ（センサースイッチを押すため先が尖っている）に挟まれそうになったので逃げたが、逃げ切れず右足頸骨辺りを挟まれた。	22	30 ～ 49
7	16～17	工場内に於いて、廃材コンベア（幅約30cm、地上高35cm）で異音が生じたため、音の出所を確認していた。廃材コンベアの横にあるカバーをめくって、右腕を差し	39	30 ～

		入れたところ、ベルトコンベアのローラーに右腕が巻き込まれ、負傷した。		49
7	16～ 17	製材工場ライン内のチップパー工程（木材粉碎機）で作業中、木屑搬送用ベルトコンベアーに木屑が挟まったので取り除こうとしたが、ベルトコンベアーを停止せずに素手で取り除こうとしたため、ベルトコンベアーに右前腕を巻き込まれた。	26	10 ～ 29
7	13～ 14	製材工場内にて、2m横バンドソーで作業中、背板リターンデッキのチェーンがレールから脱線した。その際、チェーンを稼働したままトラブルを処理しようとしたため、チェーンとスプロケットの間に右手薬指を巻き込み、爪の根元から切断した。	23	50 ～ 99
9	9～ 10	第一工場の製材工場内にある製材送りローラーの設置している、被災労働者が製材送りローラーより落ちそうになっていた重い製材品を送りローラーに戻そうとしていた。被災労働者が作業をしている時、送りローラーに押し戻そうとしていた重い製材品が倒れてきた。送りローラーの端に左手をのせ、重い製材品と送りローラーの端の間に左手中指を挟み、左手中指の先を1cmくらい潰す傷を負った。	45	10 ～ 29
9	5～6	早朝から投入作業中、被災者（実習生）実習生の3名で横架材4000番の掃除作業を始めた。通常通り投入作業者が投入側掃除を終え、五軸加工機付近の掃除まで手伝い、40分後に終了。再稼働のため投入作業者が投入側に戻って運転信号を出したところ、五軸加工機から実習生の叫ぶ声が聞こえ、見に行くと被災者がB軸の機械部と支柱の間に挟まれていた。救出後、被災者の意識がなかったため、救急車を要請し病院へ搬送した。	30	100 ～ 299
9	14～ 15	工場内にて、丸太を製材機にて切断作業中、機械のローラーに丸太の皮が引っ掛かっていた為、取ろうとして誤って指を巻き込んでしまった。	65	—
9	10～ 11	ツイン帯鋸盤で作業中、休憩時間がきたので、手袋を外し、休憩の用意をしていたが、丸太が入れ替わる事に気付き、全て終わってから休憩しようと作業を続けていた、その時、自動丸太切りが下がっていなかったため、原因を追究する為、まずチェーンソーが回転しているかを確認した後、駆動モーター側のVベルトが回転していないものと勘違いし、無意識に右手でVベルトを掴んだが、実際は回転していた為、モーターとVベルトの間に右手中指が挟まれ、負傷した。	40	50 ～ 99
		横バンドソーでカバーを外しチェーンに油を差していた、チェーンに杉皮片が付い		10

9	16～ 17	て回っていた、それが気になり指でつまみ取ろうとして、チェーンとギアの間に指先を挟んだ。	33	～ 29
10	14～ 15	支店の構内で、リフトで木材を移動して降ろしている時に、リフトが動いて足が轢かれた。	41	—
10	8～9	当事者は、当社第二工場のカットした製品を搬送するコンベアの外れたチェーンを修復していた。しかし同時に作業していた別の従業員が、このチェーンを作動させるセンサーに触れたため、チェーンが動き出し指を挟まれた。	38	10 ～ 29
11	15～ 16	皮むき作業中、丸太の径級が見えなかったため機械を動かしたまま、コンベアで流れてくる丸太の径級をとっていた。スケールをあてて径級をとった時、丸太が急に止まった為、コンベアの爪と丸太の間に右手の人差し指と中指を挟んでしまった。	55	30 ～ 49
11	14～ 15	工場内にて測量杭の製作作業中、機械に杭が詰まってしまい機械が停止した。詰まった杭を取り除いたが別の箇所にも杭が詰まっており、機械が動かなかったので別の詰まっていた箇所の杭を取り除いたところ杭と機械のレーン部分の間に指を挟んでしまい受傷した。	54	10 ～ 29
11	14～ 15	工場内にて丸太の製材機で作業中、丸太を機械で挟む際に、誤って指も挟んでしまった。	76	1～ 9
11	20～ 21	クライムコンベアのシャフト取り替え工事作業中の事故である。機械を停止させ、シャフトの取り替え作業を行っていたが誤って同僚が機械の起動スイッチに当たり、コンベアが起動し、右足を乗せていたバーが動き出して、足がそのままバーと一緒に動き出し、シャフトとバーの間に挟まれてしまった。すぐに機械を停止させ、怪我の様子を見て重傷と判断し救急車を要請した。（右足関節開放性脱臼骨折）	46	50 ～ 99
11	8～9	工場内において、リングバーカー（皮はぎ機）の始動前の点検時に、縦送りローラーにオイルを注入していて、足を近づけ過ぎたのでローラーに巻き込まれて、負傷した。	52	10 ～ 29
		皮剥き機の皮出しベルトコンベアのローラーに氷が付いて回らなくなったので、ハ		10

12	11~12	ンマーで叩いて落とそうとした時、コンベアを止めていない為、手を滑らせた時に手を持っていかれ、ベルトに手を挟んでしまった。	48	～ 29
12	15~16	丸太約350mmΦを、厚み120mm、幅300mmに切断後、20mmの板に切断するため、製作機にセットする際、上記寸法の木材盤の間に左手中指を挟み、裂傷及び骨折をした。	64	1～ 9
12	17~18	当社製材工場で、木材の耳取り等の製材作業に従事していた。両面耳摺機の吸い込み口におが粉や木屑等の細かいゴミが詰まって機械トラブルを起こすことのないように、掃いたり掻き出したりする専用の角材（90cm×4cm×2cm、重さ300gの軽いチップ材）をテーブル上の作業に邪魔にならない場所に置いておくのだが、被災時は、その角材が真っ直ぐでなく、幾分か下側に反れていたため、突然強風が吹いたとき、その反れた部分が軸となり（300gと軽いこともあり）、回転するようにフラフラとして、斜めに（回転する鋸の刃の方に）ずれて入っていった。慌てて元の位置に置き直そうと、角材を手を持った瞬間、角材が回転する丸鋸の刃に触れて、パーンと勢い良く跳ね上がり、耳摺機のヘッドと角材の間に右手を挟まれ、右手人差し指と中指を負傷した。その際、丸鋸の刃は回転していたが、右手から30cm離れた奥の位置にあったので、手は丸鋸に触れていない。被災後直ちに、現認者（直接見てはいないが近くにいた）が被災者の手袋を外して、負傷した手を水洗いし、ガーゼと包帯を巻く等の応急処置を施した。被災時に指は切断されていなかったが、医師が家族（両親）の承諾を得たうえで、切断手術を行った。	41	1～ 9
12	13~14	プレカット工場の柱加工機で、ローディング先端の材をつかむ箇所の滑り止めのゴムが剥がれていたため、ビニールテープで補強していたが、テープの先端が剥がれ、下端センサーに反応したので、テープの先端を切ろうと手を入れた際、非常停止等の措置を取らなかったため、ローディングが前進した。その際、右手を上挙げたがローディング先端上部に右手指が掛かり、ローディングの前進方向に持って行かれ、右腕が支柱とローディングの間に挟まれて負傷した。	37	50 ～ 99
12	11~12	第2工場内の製材機（ツインソー）本体にある製材品搬送機（高さ170cm）で、板材が斜めになり搬送できないため、板材（3m×4cm×12.5cm）を右手で直そうとしたところ、下段にある製材品搬送機（高さ90cm）が回っているのを確認できず、	49	30 ～ 49

チェーンに挟まれて左手第2指の先を負傷した。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html